

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第7号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
職の区分	支給額	職の区分	支給額
[略]		[略]	
教頭	43,100円（再任用職員にあつては33,100円）。ただし、人事委員会が別に定める教頭の職にあつては、51,700円（再任用職員にあつては39,800円）	<u>副校長</u> 教頭	43,100円（再任用職員にあつては、 <u>33,100</u> 円）。ただし、人事委員会が別に定める <u>副校長又は教頭</u> の職にあつては、51,700円（再任用職員にあつては、 <u>39,800</u> 円）
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。